解散公告

当社は、平成二十五年三月二十二日開催の株主総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

広島県廿日市市四季が丘六丁目一番五号

有限会社糸永新聞舗

代表清算人　糸永　清

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

香川県高松市寺井町一二四四番地

株式会社ビッグエッグプレス

代表清算人　野口　延夫

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

福岡県春日市昇町五丁目一三七番地

有限会社アイ・ビー・エス

清算人　橘和　滋

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為による存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

秋田県大館市比内町扇田字新大堤下九三番地一一　財団法人比内町観光開発公社

代表清算人　吉田　光明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日をもって存続期間を満了し解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根四二〇番地二

財団法人やしお生涯学習まちづくり財団

代表清算人　松田　温昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号蚕糸会館内

社団法人日本生糸問屋協会

代表清算人　樋口　泰三

代表清算人　都木　五郎

代表清算人　松村　滋

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

東京都文京区大塚五丁目四〇番八号

豊山教育財団

代表清算人　坂井　智宏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月一日の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

東京都千代田区平河町二丁目五番五号

社団法人日本国民年金協会

代表清算人　河野　暁

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

岐阜市次木三四八番一号

社団法人岐阜県植物防疫協会

代表清算人　桑田　宜典

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

滋賀県大津市京町四丁目一番一号

財団法人びわこ空港周辺整備基金

清算人　嘉田由紀子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月十八日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

滋賀県栗東市目川五三七番地

目川中央土地区画整理組合

代表清算人　北川　利昭

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

京都府舞鶴市字北吸一〇五四番地

財団法人舞鶴市コミュニティ振興公社

代表清算人　本田　安志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年五月二十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

京都府舞鶴市字上安久小字安久谷原三九一の二

社団法人舞鶴労働基準協会

代表清算人　小松　康夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日開催の臨時会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

大阪市北区西天満五丁目九番三号アールビル本館五階

社団法人明美会

清算人　長部　謙吾

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

大阪市西区江戸堀二丁目一番一号江戸堀センタービル九階

社団法人大阪国際見本市委員会

代表清算人　比嘉　廉丈

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

島根県浜田市殿町一番地

財団法人佐々田奉公会

代表清算人　宇津　徹男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月十七日責任役員全員の同意を得、真宗興正派宗教法人の代表役員の承認及び香川県知事の認証を受けて、平成二十五年三月十八日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

香川県高松市亀田南町三八八番地　蘭香寺

清算人　横井　武巳

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十一日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

福岡市西区大字元岡一〇一二番地一

福岡市元岡土地区画整理組合

清算人代表　濵地　信之